

特定非営利活動法人日本小児循環器学会編集委員会規則

(委員会の設置)

第1条 定款施行細則第11条に基づき、特定非営利活動法人日本小児循環器学会（以下「本会」と呼ぶ）の運営のため、本会編集委員会（以下「委員会」と呼ぶ）を置く。

(目的)

第2条 編集委員会は、学会雑誌を代表とする学会主宰の発刊物の編集を担当することにより、学術面や診療面における様々な有益な情報を発信することにより、学会員の利益のみならず、国内および世界の小児循環器学の発展のために貢献することを目的とする。

(構成と定員)

第3条 委員会は、担当理事を委員長とし、理事会で承認された委員から構成される。

2. 委員会の定員は10名程度とし、そのうち複数名からなる副委員長を置く。
3. 委員会は、小児循環器領域と心臓血管外科領域の委員で構成する。
4. 委員会は、委員長が必要と認めた場合、委員以外の者に協力員として出席を要請し、意見を求めることができる。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2. 委員長および副委員長の任期は2年とし、連続2期を限度とする。

(選任方法)

第5条 委員は、評議員のうちから理事会において選任する。

2. 副委員長は、理事長および編集委員長の推薦に基づき、委員が承認し決定する。

(解任)

第6条 委員の解任は、理事会において3分の2以上の議決により行うことができる。

(補充)

第7条 委員がその職を全うできないときは、理事長は理事会の議を経て補充することができる。

2. 補充により選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(業務)

第8条 編集委員会の業務は、日本小児循環器学会雑誌、本会ニュースレター、本会発行のガイドライン、学術集会抄録集、その他の学会が主催する学術的な発刊物の編集を担当することを業務とする。

(編集部)

第9条 編集委員会は、学会雑誌その他の学術発刊物の編集作業を、学会理事会により決められた委託業社（付則2）とともに実施する。

2. 編集部は委託業社内に設置する。

(運営)

第10条 編集委員会は委員長が招集し、委員長が議長を務める。委員長が職務を行えないときは、副委員長が代行する。

2. 委員会の成立定足数は定員の2分の1以上とする。出席できない場合は、委任状を提出することができる。
3. 編集に関する議決は出席者の過半数をもって決し、可否同数の際には議長の決するところによる。
4. 編集委員会を開催することが困難であると委員長が判断した場合は、電子メール、その他の電磁的記録をもって表決することができる。
5. 会議の議事については、編集部において議事録を作成する。

(改正)

第11条 本規則の改正は理事会の議決により決定し、総会に報告する。

(雑則)

第12条 この規約に定めるものの他、編集委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付則

1. (施行期日) この規約は、平成27年10月1日から施行する。
2. (委託業社) 平成27年1月1日より、(株)国際文献社に編集を委託する。